

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 42 年 4 月 2 日まで
平成 22 年 9 月に日本年金機構から照会のはがきが届き、初めて申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金の手続などは一切していないので、申立期間を年金として受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人の申立期間前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、申立期間前後の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和 42 年 12 月 27 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年 5 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月31日から同年11月1日まで

私はA社のC工場に勤務していた平成4年10月分と同年11月分の給与明細書を保管しており、どちらからも厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者だったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から、申立人が申立期間においてA社のC工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された申立事業所の平成4年11月分の給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成4年11月分の給与明細書において確認できる報酬額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日になっており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難い上、事業主が資格喪失日を平成4年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いこ

とから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 864

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年9月1日から38年3月31日までA社B工場で勤務し、同年4月1日にA社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ期間にA社B工場の厚生年金保険被保険者記録があり、昭和38年4月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格取得をしている複数の同僚の供述から判断すると、申立人が両事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚が、「A社B工場への出向期間は昭和37年9月1日から38年3月31日までとあらかじめ決められており、同年4月1日からA社で勤務した。」と供述していることから、A社B工場における資格喪失日を昭和38年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）

がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月13日から同年11月15日まで

私は、昭和39年4月1日からA社が所有するB丸にC職として乗船していたが、申立期間について船員保険被保険者記録が無かった。間違いなく乗船していたので、申立期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成12年2月1日に船員保険が適用される船舶所有者ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役も既に他界していることから、申立人の勤務実態や船員保険の加入について関連資料や供述を得ることができなかった。

また、船員保険被保険者名簿から、申立期間にB丸の記録がある複数の者に照会したところ、同船舶に昭和43年7月29日雇入れ、同年10月17日雇止めと船員手帳に記録されている同僚は、「私が乗船した時には、C職免許の無い人がC職の代理として乗船していた。」と供述している。

さらに、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は昭和43年8月13日資格喪失と記録されており、船員保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

加えて、申立人は申立期間中の昭和43年8月22日にD市からE町（現在は、F市）に住民票を異動している上、同年10月7日に同町において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月頃から 39 年 12 月頃まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無かった。一緒に勤務した兄には厚生年金保険被保険者記録があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、時期及び期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 40 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役 3 人は他界又は連絡先不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について、関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人から氏名が挙げられた同僚も当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が見当たらないことから、同社では申立期間においては、全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合の組合員として掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
私は、申立期間に臨時職員として、B団体（現在は、C団体）で勤務していたが、A共済組合員の記録が無い。
間違いなく勤務していたので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、健康保険被保険者原票の記録及びC団体から提出のあった管理台帳から、申立人は申立期間のうち、昭和 51 年 7 月 1 日から 54 年 6 月 30 日までの期間において、B団体に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立事業所は、申立人の届出、掛金納付については不明な上、申立事業所が独自に作成している「管理台帳」及び「履歴および給与異動票」のD欄には申立人の組合員記録は記載されていないと回答している。

また、申立期間に申立事業所でA共済組合員の記録のある複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の当該共済組合員の記録について、A共済組合に照会したが、申立人の組合員の記録は無いと回答している。

このほか、申立期間における当該共済組合員の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該共済組合員として、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで
私は、A社に昭和 53 年 5 月頃から 61 年 6 月 21 日まで勤務していた。
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い額となっているので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額より低額となっていると申し立てているが、A社の元事業主は、「申立人は仕事の性格上常時出張中のようなもので、毎月約 3 万円ぐらいの出張費等を給与と併せて支給していた。出張費等を含めた金額を給与額と勘違いしているのではないかと思うが、出張費等は諸税や社会保険の対象にしていない。」旨、文書により回答している。

また、申立期間中の給与について申立人は、「給与額は一定であった。」と供述しているところ、申立人及び申立人が記憶している同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、資格取得時の標準報酬月額は、申立人が 10 万 4,000 円、当該同僚は 11 万 8,000 円となっており、その後の定時決定及び随時改定により、それぞれ増額していることが確認できることから、当該事業所の報酬額は一定ではなかったことがうかがえる上、当該同僚は「私の標準報酬月額は間違いないと思う。」と供述している。

さらに、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する失業保険被保険者名簿により、申立人が、申立期間の一部を含む昭和 47 年 7 月 1 日から同年 10 月 5 日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では、失業保険被保険者名簿以外の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明としており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の申立内容について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が一緒に働いたとして名前を挙げた同僚は、当該事業所が保管している失業保険被保険者名簿により、昭和 47 年 7 月 1 日から 49 年 11 月 2 日まで雇用保険の被保険者記録が確認できるが、オンライン記録によると同期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、B市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。